

## 「商用車の電動化促進事業（トラック）」について

### 【事業概要など】

#### 1. 令和5年度当初予算

一般財団法人環境優良車普及機構（以下、「機構」という。）では、2050年カーボンニュートラルの達成を目指して、環境省、国土交通省、経済産業省の連携の基に令和5年度から運送事業者等の使用する自動車（トラック）についての電動化（トラックのBEV、PHEV、FCV※1）を推進するため、電動車（トラック）を導入する際に購入資金の一部を支援する「商用車の電動化促進事業」を令和5年度から開始しました。

予算額は約126億円が計上され、申請の受付を令和5年6月27日から開始した結果、令和6年1月末までに「2,922台、約97.99億円」の申請がありました。

#### 2. 令和5年度 補正予算

政府ではさらに電動化を推進するため、令和5年12月の補正予算において、新たに316億円を計上し、電動車（トラック）に加えて、これと一体的に導入する充電設備※2が新たに補助事業の対象として追加されました。

※1：BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド自動車、FCV：燃料電池自動車

※2：充電設備については、本補助事業において、車両導入と一体的に行われたもので、事業者の敷地（事業所、営業拠点）等に設置する充電設備に限ります。

#### 3. 令和5年度補正予算の特例措置

令和5年度補正予算の特例措置として、令和5年度当初予算で電動車（トラック）を導入し、かつ経済産業省のインフラ設置事業による支援を受けていない場合に限り、導入した車両数に相当する充電設備（車両数 $\geq$ 口数）を新たに設置する場合は申請ができます。

**参考** 商用車の電動化促進事業（トラック）に係る予算の手当

当初予算：繰越 約29億円 + 補正予算：繰越 約316億円 計約345億円

### 【公募開始、補助対象事業者、補助対象車両、充電設備、申請方法など】

#### 1. 公募の開始（令和5年度補正予算に係る公募開始）

令和6年3月8日（金）～ 公募締切：令和7年1月31日（金）

補助対象事業者は、以下の要件のいずれかに該当する者（事業規模の制限はありません。）

- (1) 貨物自動車運送事業者
- (2) 自家用商用車（トラック等）を業務に使用する者（車両総重量2.5トン超の車両に限る。）
- (3) 商用車（トラック等）の貸渡しを業とする者（(1)、(2)、(4)に貸渡しする者に限る。）
- (4) 地方公共団体
- (5) その他環境大臣の承認を得て、執行団体が適当と認める者

なお、(4)を除く者のうち、地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度によって公表された令和2年度CO<sub>2</sub>排出量が20万t以上の者（以下「多排出者」という。）については、交付申請日または令和6年6月30日のいずれか遅い日までに以下（i）および（ii）のCO<sub>2</sub>排出削減のための取組の実施について表明する者に限ります。なお、GXリーグに参加する者については、これらの取組を実施する者とみなしています。

(i) 令和7年度及び令和12年度の国内における Scope 1 (事業者自ら排出)・Scope 2 (他社から供給された電気・熱・蒸気の使用)に関するCO2排出削減目標を設定し、公表してください。また、令和6年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て、毎年度公表してください。

(注) 第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

(ii) (i) で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット若しくはJCMその他国内のCO2排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を公表してください。

## 2. 補助対象車両・充電設備

### (1) 補助事業の対象車両

電動車(トラック)で商用車の電動化促進事業(トラック)の事前登録を行っている車両であること。

### (2) 新車新規登録

新規登録(軽自動車にあっては新規検査)を令和6年2月1日(木)から令和7年1月31日(金)までに受けている車両であること。

### (3) 充電設備

電動車(トラック)の導入に伴う充電設備の導入について、令和5年度補正予算から補助します。

なお、特例として充電設備への補助については、令和5年度当初予算で電動車(トラック)を導入し、かつ経済産業省のインフラ設置事業による支援を受けていない場合に限り、導入した車両数に相当する充電設備(車両数 $\geq$ 口数)を新たに設置する場合は申請ができます。

### (4) 申請方法

- ・申請は営業所ごとに行ってください。
- ・充電設備を電動車(トラック)の導入に合わせて導入する場合は、充電設備の口数は電動車(トラック)の車両数以下となります。

## 4. その他

- (1) 令和5年度当初予算で令和6年1月31日までに交付申請を行ったものの、車両の配置が間に合わず、交付規程に基づく中止(廃止)承認を行った申請の取扱い  
当初予算の繰越が行われたことから、申請が可能となりました。公募に係る詳細については、機構のホームページに掲載の予定です。

### (2) 問い合わせ先

一般財団法人環境優良車普及機構 商用車の電動化促進事業執行グループ  
〒160-0004 東京都新宿区四谷二丁目14番地8 YPCビル8階

車両担当 岩崎、添田  
TEL : 03-5944-0883  
FAX : 03-5944-0878  
Email : [evhojo@levo.or.jp](mailto:evhojo@levo.or.jp)

充電設備担当 坂本、山田  
TEL : 03-5341-4728  
FAX : 03-5341-4729  
Email : [juhojo@levo.or.jp](mailto:juhojo@levo.or.jp)